

★ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（人事課）

一 改正の理由

人事院規則の一部改正を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて、特定の原子力災害及び著しく異常かつ激甚な災害に関連する災害応急作業等の業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を措置する特例を定める改正を行った。

二 改正の内容

1 特定の原子力災害及び著しく異常かつ激甚な災害に係る手当の特例

次表上欄に掲げる作業（東日本大震災に係るものを除く。）に従事する職員に対し、同表下欄に掲げる額を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。

手当を支給する作業		手当額（日額）の上限額
特定原子力事業所の敷地内で行う作業	原子炉建屋内において行うもの	四〇、〇〇〇円
	原子炉建屋外において行うもの	二〇、〇〇〇円
	特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業	一〇、〇〇〇円 （心身に著しい負担を与える と人事委員会が認める作業に 従事した場合は一〇、〇〇〇 円にその一〇〇分の一〇〇に 相当する額を加算した額）
著しく異常かつ激甚な災害のうち、災害対策基本法の規定による緊急対策本部が設置されたものに対処するため、重大な災害の発生した箇所等において行う応急作業等（引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事する場合に限る。）	巡回監視	九六〇円
	応急作業等	一、四六〇円
	警察職員が行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業（以下「災害警備等」という。）で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの	一、六八〇円

	人事委員会の定める職員が行うものうち、災害警備等に相当すると人事委員会が認めるもの	八四〇円を超えない範囲内においてそれぞれの作業に応じて人事委員会が定める額にその一〇〇分の一〇〇に相当する額を加算した額
--	---	--

2 東日本大震災に係る警戒区域等の解除に伴う規定の整理

東日本大震災に係る災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当の特例について、警戒区域及び計画的避難区域が解除されたことに伴い、関係規定を削除する。

三 施行期日

平成二十九年十月六日

★ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（人事課）

一 改正の要旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一般職の非常勤職員が育児休業をすることができるとする期間について、当該育児休業に係る子が二歳に達する日まで育児休業が認められる場合を定めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年十月六日

★ 広島県手数料条例及び広島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（財政課）

一 改正の要旨

旅行業法の一部改正などに伴い、次の条例に定める手数料及び占用料を改正するなど必要な改正を行った。

1 広島県手数料条例

- (一) 旅行業法の一部が改正され、旅行サービス手配業の登録制度が新設されたことに伴い、同制度に係る登録申請手数料を定めるなどの改正を行った。
- (二) 不動産特定共同事業法の一部が改正され、小規模不動産特定共同事業に係る登録制度が新設されたことに伴い、同制度に係る登録申請手数料を定めるなどの改正を行った。

- (三) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部が改正され、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録制度が新設されたことに伴い、同事業に係る登録申請手数料を定めるなどの改正を行った。

2 広島県道路占用料徴収条例

道路法施行令の一部が改正され、道路占用料の額及び占用数量に係る端数処理の方法などが見直されたことを踏まえ、次に掲げる改正を行った。

- (一) 道路占用料の単価の見直し
- (二) 地下に設ける食事施設等の占用料の明確化
- (三) 占用料の算定における端数処理の方法の変更

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) 2 (一) 平成二十九年十月六日
- (二) 一 1 (三)の改正 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日又は公布の日のいずれか遅い日
- (三) 一 1 (二)の改正 平成二十九年十二月一日
- (四) 一 1 (一)の改正 平成三十年一月四日
- (五) 一 2の改正及び2 (二) 平成三十年四月一日

2 経過措置

- (一) 改正後の広島県手数料条例の施行前に行うことができる旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査については、一件につき一万五千円の手数を徴収することとする経過措置を設けた。
- (二) 改正後の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額が、改正前の広島県道路占用料徴収条例第二条の規定により算定した一年当たりの占用料の額の一・二倍を超える場合における激変緩和措置を設ける

経過措置を設けた。

★ 広島県産業廃棄物埋立税条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（税務課）

一 改正の要旨

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用に引き続き充ててることを目的として、産業廃棄物埋立税の適用期間を五年間延長した。

二 施行期日

平成三十年三月三十一日までの間において規則で定める日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

土地改良法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

土地改良法等の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日

★ 広島県立県民の浜設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（自然環境課）

一 改正の要旨

広島県立県民の浜の管理事務を呉市に委託し、同市の条例等によって管理を行うことに伴い、管理の事務を委託した場合の特例を定め、管理に関する規定を適用しないことを明確にした。

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 広島県営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）（住
宅課）

一 改正の要旨

公営住宅法施行令の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十九年十月六日

★ 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）（教育委員会）

一 改正の要旨

社会の持続的な平和と発展に向け、地域に根差した心とグローバルな視野を持ち、世界中のどこにおいても、様々な人々と協働して「新たな価値」を生み出し「新しい未来」を創造していくことのできる人材の育成を目的として、新たに全寮制の併設型中高一貫教育校を設置するため、必要な改正を行った。

名 称	位 置
広島県立広島叡智学園中学校	豊田郡大崎上島町
広島県立広島叡智学園高等学校	

二 施行期日

平成三十年四月一日

★ 酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）（警察本部）

一 改正の要旨

刑法の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成二十九年十月六日

★ 広島県中小企業・小規模企業振興条例（条例第三十六号）

一 制定の理由

住民生活の向上、地域経済の安定、雇用機会の創出など、地域を支えるために欠くことのできない存在である中小企業・小規模企業について、その振興に関する基本理念を定め、県の責務や関係者の役割等を明らかにして施策を総合的に推進し、本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与するため、必要な事項を定めた。

二 条例の内容

1 定義

この条例における中小企業者、小規模企業者、中小企業・小規模企業、中小企業支援団体、大企業者、金融機関等及び大学等及び研究機関の用語の意義を定める。

2 基本理念

中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (一) 中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- (二) 中小企業者の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な努力が促進されること。この場合において、小規模企業者については、持続的な発展を図るための取組が促進されること。
- (三) 県、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体、大企業者、金融機関等、大学等及び研究機関その他中小企業者の事業活動と関係がある者が相互に連携し、及び県民の協力を得て推進されること。
- (四) 県内の多様な産業の集積、優れた人材、豊かな特産物その他の地域資源を十分に活用して推進されること。

3 県の責務及び中小企業支援団体等の役割等

(一) 県の責務

- (1) 県は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定及び実施する責務を有する。
- (2) 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を策定及び実施するに当たっては、国、市町、中小企業者、小規模企業者、中小企業支援団体、大企業者、金融機関等、大学等及び研究機関等と連携して取り組むものとする。
- (3) 県は、地域社会における中小企業・小規模企業の重要性について、県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(二) 市町との協力

県及び市町は、それぞれが実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(三) 中小企業者及び小規模企業者の努力

- (1) 中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的に経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。
- (2) 中小企業者は、地域における雇用の機会の創出に努めるとともに、その事業活動を通じて、地域の活性化に資するよう努めるものとする。
- (3) 小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展を図るため、自主的に着実な事業運営を図るよう努めるものとする。

(四) 中小企業支援団体の役割

- (1) 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上並びに小規模企業者の持続的な発展を図るための取組を積極的に支援するよう努めるものとする。

- (2) 中小企業支援団体は、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(五) 大企業者の役割

大企業者は、基本理念にのっとり、地域の雇用を支え、地域社会の形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の重要性について理解を深めるとともに、中小企業・小規模企業に対し、その事業の成長及び発展に配慮し、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(六) 金融機関等の役割

金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業に対し、資金の円滑な供給、経営の支援その他の必要な協力を行うよう努めるとともに、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(七) 大学等及び研究機関の役割

大学等及び研究機関は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(八) 県民の協力

県民は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、県が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 教育の充実

学校は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の事業活動及び地域経済に果たす役割について、児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行うよう努めるものとする。

5 施策の基本方針

県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講じるものとする。

- (一) 創業及び新たな事業の創出等の促進を図ること。
 - (二) 成長分野への参入に向けた新商品及び新技術の研究並びに開発の促進を図ること。
 - (三) 国内外における市場の開拓及び海外における事業の展開の促進を図ること。
 - (四) 経営方法の改善、技術の向上その他中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図ること。
 - (五) 産学金官の連携等による技術及び新商品の開発等の促進を図ること。
 - (六) 中小企業組合制度の活用支援及び業種間連携の促進を図ること。
 - (七) 商店街及び中心市街地等の活性化を通じての商業の振興を図ること。
 - (八) 地域にある産業基盤その他の地域資源を活かした事業活動の促進を図ること。
 - (九) 後継者をはじめとする事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
 - (十) 事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
 - (十一) 融資制度等による資金供給の円滑化を図ること。
 - (十二) 雇用環境の整備を図ること。
- 6 小規模企業の重要性を踏まえた配慮
- 県は、施策の基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講じるに当たっては、小規模企業の事業活動及び地域経済に果たす役割の重要性に鑑み、その事業の持続的な発展を図るため、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。
- 7 施策の実施状況の公表
- 知事は、毎年度、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況について、その概要を公表するものとする。
- 8 中小企業者等の意見の反映
- 県は、中小企業者、小規模企業者及び中小企業支援団体等から意見を聴取するため、の会議を定期的開催し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。
- 9 財政上の措置

県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

三 施行期日

平成二十九年十月六日